

深谷市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 深谷市新庁舎基本設計・実施設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 深谷市役所本庁舎

(2) 委託場所 深谷市仲町地内

(地名地番) 深谷市仲町322番1ほか

(3) 施設用途 庁舎

平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第四号 第2類とする。

3. 履行期間 契約日から 平成30年3月18日まで

ただし、基本設計は平成29年3月31までとする。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地面積 14,647.36 m²

b. 用途地域 商業地域

c. 防火地域 準防火地域

d. 地域・地区等 指定なし

※周辺道路の拡幅に伴い、上記敷地面積は減少予定。

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積（計画面積） 約14,000 m²

b. 主要構造・階数 本設計業務委託受託者と協議の上決定する。

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 I 類

2) 建築非構造部材 A 類

3) 建築設備 甲 類

(3) 建設の条件

a. 工事（予定） 約79.6億円（外構・付帯工事を含み、解体工事を除く）

b. 建設工期（予定） 平成30年度から平成31年度

(4) 設計条件

設計と条件については、次の資料による。

・新庁舎整備の基本的な考え方 平成26年9月策定

・深谷市新庁舎建設基本計画 平成28年3月策定

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」を準用する。

1. 管理技術者の資格要件

(1)管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による一級建築士

(2)本業務の実施にあたっては、「深谷市新庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領」に基づき提出した配置予定技術者調書に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を発注者から得るものとする。

2. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
 - ・ 建築（総合）基本設計
 - ・ 建築（構造）基本設計
 - ・ 電気設備基本設計
 - ・ 給排水衛生設備基本設計
 - ・ 空気調和・換気設備基本設計
 - ・ 昇降機等基本設計
- b. 実施設計
 - ・ 建築（総合）実施設計
 - ・ 建築（構造）実施設計
 - ・ 電気設備実施設計
 - ・ 給排水衛生設備実施設計
 - ・ 空気調和・換気設備実施設計
 - ・ 昇降機等実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 積算業務
 - ・ 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、工事内訳書の作成）
 - ・ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、工事内訳書の作成）
 - ・ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、工事内訳書の作成）

※採用単価の優先順位は、次のとおりとする。

- ・ 埼玉県単価
- ・ 建設物価及び積算資料等の単価
- ・ 見積単価、カタログ価格類

※見積りによる単価を採用する場合は、原則3社以上の業者から徴収するとともに、市場単価を調査し、実勢に応じた単価を採用すること。

- ・概略工事工程表の作成及び年度別概算工事費の積算
- ・透視図作成（ A 2、外観パース5枚、内観パース5枚 ）
- ・模型製作（ 縮尺200分の1程度、アクリルケース入り、模型に使用する材料は提案による ）
- ・日影図作成
- ・電波障害調査業務（机上調査、現地調査により建設に伴う周辺への電波障害の影響を調査し、報告書を作成する）
- ・開発行為に関する事前協議手続き業務
- ・確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
- ・関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務（標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出等を含む）
- ・リサイクル計画書の作成
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- ・付帯倉庫・車庫設計、積算業務（延床面積300㎡程度）
- ・既存庁舎等解体现地調査、解体計画図作成、積算業務
- ・新庁舎の仮使用承認に係る検討（新庁舎建物の完成後、現庁舎解体前に引越しを行い、新庁舎を使用するために必要となる検討）
- ・その他、本設計業務に必要な業務（その他、設計業務に必要な業務は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする）

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行い、庁内会議及び市議会等と合意形成を図りながら進めるほか、市民ワークショップ等の意見を参考とするものとする。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行い、必要に応じて庁内会議のほか市議会等と合意形成を図りながら進めるものとする。
- c. 工法、材料及び設備等については、可能な限り特殊なものを選定せず、原則として同等品を認めるなど、コスト縮減に努めるものとする。
- d. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 発注者又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則等の規定によるほか、以下の基準等を適用する。なお、各基準等の年版等については最新のものとする。

- a. 共通
 - ・官庁施設の基本的性能基準
 - ・官庁施設の総合耐震計画基準
 - ・官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
 - ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
 - ・埼玉県環境配慮方針
 - ・埼玉県グリーン調達推進方針
 - ・埼玉県福祉のまちづくり条例
 - ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
 - ・建設副産物の手引き
 - ・埼玉県電子納品運用ガイドライン
 - ・彩の国建設リサイクル実施指針
 - ・深谷市レンガのまちづくり条例
 - ・深谷市グリーン購入推進方針

- b. 建築
 - ・埼玉県建築工事特別共通仕様書
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・建築工事設計図書作成基準
 - ・建築設計基準
 - ・建築構造設計基準
 - ・建築工事標準詳細図
 - ・擁壁設計標準図
 - ・構内舗装・排水設計基準
 - ・建築物解体工事共通仕様書

- c. 建築積算
 - ・公共建築数量積算基準
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ・営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

d. 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 電気通信設備工事共通仕様書
- ・ 光ファイバーケーブル施工要領
- ・ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）

(4) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- ・ 本庁舎新築工事竣工図
- ・ 本庁舎西別館確認申請書
- ・ 本庁舎北別館増築工事竣工図
- ・ 本庁舎2階及び3階天井等改修工事竣工図（CADデータ）H22
- ・ 本庁舎北別館改修工事竣工図（CADデータ）H21

b. 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
・ 敷地測量図	電子データあり

貸与場所（ 新庁舎建設推進室 ） 貸与時期（ 契約時 ）
返却場所（ 新庁舎建設推進室 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

(5) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務（対象外業務）の範囲等
特になし

(6) 部分引渡しの指定部分及び履行期限

- ・部分引渡しの指定部分①（基本設計成果物）
当該指定部分の履行期限（平成29年3月31日）
- ・部分引渡しの指定部分②（実施設計成果物のうち、工事発注に関
係するもの〔設計図書、積算資料等〕）
当該指定部分の履行期限（平成30年2月中旬）

(7) 成果物の提出場所（深谷市総務部新庁舎建設推進室）

(8) 成果物の取扱いについて

本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属する。

なお、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用するものとする。

4. 留意事項

(1) 他業務との調整

- a. 新庁舎の建設に当たって、別途「新庁舎オフィス環境整備計画策定業務」並びに「庁舎周辺道路予備設計業務」を委託する予定であり、設計業務の実施過程においては、当該業務の受託者との作業調整及び協議を行いながら、設計業務を実施するものとする。
- b. 建設予定地における地質調査（ボーリング調査等）を今後実施する予定であるため、調査箇所等の設定に協力するものとする。

(2) 駐車場の確保

現庁舎を使用しながらの建設となるため、建設期間中の駐車場確保に配慮するものとする。なお、当該期間中の公用車駐車場については、敷地外への確保を想定している。

(3) 説明会等への協力

- a. 受注者は、作成した設計図書について庁内会議及び市議会等で合意を得るために、協力するものとする。
- b. 受注者は、発注者の求めに応じ市民ワークショップや説明会等に参加し、資料作成、説明及び運営等の支援を行うものとする。
- c. 上記a及びbの会議等における意見に基づき、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。

(4) 現地調査について

各調査において、現地調査を伴うものについては、作業日程及び作業内容について打合せを行ったうえで実施するものとする。

(5) 確認申請手続きについて

受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法関係法令に適合させた図書を作成し、建築基準法関係法令の手続きを行うものとする。

a. 確認申請図書の作成

① 受注者は、建築基準法関係法令に適合させた図書を完成させるまでは、その責任において行うものとする。

② 確認申請の手続きにおいて、「適合しない」若しくは「決定できない」と判断された場合などの設計内容の瑕疵は、受注者の責任において、適合させるものとする。

b. 確認申請の手続き業務について

受注者は、確認申請の手続き（提出、説明、照合、受領業務、構造計算適合性判定）を行うものとする。

5. その他

(1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。

(2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに、応急処置を講ずるものとする。

(3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責任に起因する場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(4) 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、深谷市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(5) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。なお、契約終了後も同様とする。

(6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を順守しなければならない。

(7) この特記仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議のうえ、決定するものとする。

5. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
a. 建築総合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築総合設計図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様概要表 ・ 仕上表 ・ 面積表及び求積図 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 平面図 (各階) ・ 断面図 ・ 立面図 (各面) ・ 矩計図 (主要部詳細) ・ 基本設計説明書 ・ 工事費概算書 ・ 仮設計画概要書 	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部		A 1 二つ 折製本 2 部	
b. 建築構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構造計画案 ・ 構造計画概要書 ・ 構造仕様概要書 ・ 工事費概算書 	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			
c. 電気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 	各 1 部 各 1 部 各 1 部			
d. 給排水衛生設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水衛生設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 	各 1 部 各 1 部 各 1 部			

成 果 物 等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
e. 空気調和・換気設備 ・ 空気調和・換気設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書	各 1 部 各 1 部 各 1 部			
f. その他 ・ 透視図 ・ 模型 ・ 日影図	各 1 部 各 1 部			
g. 資料・提出図書等 ・ 各技術資料 ・ リサイクル計画書 ・ 各記録書 ・ CADデータ	一式 各 1 部 一式 一式			

- (注) : 建築構造の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - : 建築総合の設計図は、適宜、追加してもよい。
 - : 成果物は電子データとしてCD-Rに収録し提出するものとする。
 - : CADデータの保存形式等については、原則JWW、DXFとする。
 - : 工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。
 - : 成果物は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定し、納品する。

(2) 実施設計

成 果 物 等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
<p>a. 建築総合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築総合設計図・ 建築物概要書・ 仕様書・ 仕上表・ 面積表及び求積図・ 敷地案内図・ 配置図・ 平面図 (各階)・ 断面図・ 立面図 (各面)・ 矩計図・ 展開図・ 天井伏図 (各階)・ 平面詳細図・ 部分詳細図 (断面含む)・ 建具表・ 外構図・ 総合仮設計画図 <ul style="list-style-type: none">・ 工事内訳書・ 積算数量算出書・ 積算数量調書・ 確認申請図書	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>(3)部</p> <p>(3)部</p> <p>(3)部</p> <p>(3)部</p>	<p>A1二つ 折製本 3部 縮小版 A3二つ 折製本 5部</p>	

成 果 物 等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
b. 建築構造 <ul style="list-style-type: none"> • 建築構造設計図 <ul style="list-style-type: none"> • 仕様書 • 構造基準図 • 伏図（各階） • 軸組図 • 部材断面表 • 各部断面図 • 標準詳細図 • 各部詳細図 • 構造計算書 • 仕様書 • 工事内訳書 • 積算数量算出書 • 積算数量調書 • 確認申請図書 	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(3)部 (3)部 (3)部	A1二つ 折製本 3部 縮小版 A3二つ 折製本 5部	

成果物等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
c. 電気設備				
・電気設備設計図	各1部	(3)部	A1二つ 折製本 3部 縮小版 A3二つ 折製本 5部	
・仕様書				
・敷地案内図				
・配置図				
・電灯設備図				
・動力設備図				
・電熱設備図				
・雷保護設備図				
・受変電設備図				
・静止形電源設備図				
・発電設備図				
・構内情報通信網設備図				
・構内交換設備図				
・情報表示設備図				
・映像・音響設備図				
・拡声設備図				
・誘導支援設備図				
・テレビ共同受信設備図				
・テレビ電波障害防除設備図				
・監視カメラ設備図				
・駐車場管制設備図				
・防犯・入退室管理設備図				
・火災報知設備図				
・中央監視制御設備図				
・構内配電線路図				
・構内通信線路図				
・昇降機設備設計図	各1部	(3)部		
・昇降機設備図				
・電気設備設計計算書	各1部			
・昇降機設備設計計算書	各1部			
・電気設備工事内訳書	各1部	(3)部		
・昇降機設備工事内訳書	各1部	(3)部		

<ul style="list-style-type: none"> ・積算数量算出書 ・積算数量調書 ・確認申請図書 ・各種計算書 	<p>各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部</p>			
--	--	--	--	--

成 果 物 等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
<p>d. 給排水衛生設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 機器表 ・ 衛生器具設備図 ・ 給水設備図 ・ 排水設備図 ・ 給湯設備図 ・ 消火設備図 ・ 厨房設備図 ・ ガス設備図 ・ さく井設備図 ・ 屋外設備図 ・ 工事内訳書 ・ 積算数量算出書 ・ 積算数量調書 ・ 確認申請図書 ・ 各種計算書 	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>(3)部</p> <p>(3)部</p>	<p>A1二つ 折製本 3部 縮小版 A3二つ 折製本 5部</p>	

成果物等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
e. 空気調和・換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和・換気設備設計図 ・ 仕様書 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 機器表 ・ 空気調和設備図 ・ 換気設備図 ・ 排煙設備図 ・ 自動制御設備図 ・ 屋外設備図 ・ 工事内訳書 ・ 積算数量算出書 ・ 積算数量調書 ・ 確認申請図書 ・ 各種計算書 	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(3)部 (3)部	A1二つ 折製本 3 部 縮小版 A3二つ 折製本 5 部	
f. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図 ・ 模型 ・ 日影図 ・ 中高層建築物の届出図書 ・ CASBEE埼玉県環境配慮計画届出図書 	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			

成 果 物 等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
g. 資料・提出図書等 ・各技術資料 ・省エネルギー関係計算書 ・リサイクル計画書 ・各記録書 ・CADデータ ・電波障害調査報告書	一式 各1部 各1部 一式 一式 各3部			CD-R等

(注)：建築構造の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：成果物は電子データとしてCD-Rに収録し提出するものとする。

：CADデータの保存形式等については、原則JWW、DXFとする。

：工事内訳書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。

：成果物は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定し、納品する。